

延長ケアプログラムは、1993年にCASのワードにおかれていた（CASが後見・親権を持つ）全ての青少年に可能性を与えた。インケアにある子どもたちが政府に陳情した結果、18歳を過ぎても財政援助を受けることを可能にした。

「このプログラムは、『オンタリオ州インケアの青少年連絡団体』と呼ばれて」とレスウェルさんは言う。「毎年、オンタリオ州子ども保護援助協会連合会（OACAS）は、4、5人の青少年を夏休みの臨時雇いまたは、学期中においてもアルバイトとして雇う。これは彼らを支援することに加えて、彼らがおかれているシステムの中で彼らが直面している問題を相手に認識させるのを助ける狙いもある。この連絡団体は、若者が自分たちのニーズ提示した直接的な結果として生まれたものである。

キャッシー・ダイヤーは現在、この連絡団体の調整役の一人である。彼女はCASのワードに2回おかれた経験を持つ。1回目は、5歳の時から3年間で、2回目は16歳の時分から現在に至っている。20歳の時、延長ケアプログラムに入り、現在はトロント大学に席をおいている。

「今現在、私たちは会議の開催を立ち上げており、勧告についての報告書を提出する予定です。また、CASワードにおかれている青少年に自立生活のためのスキルの指導、仲間同士で行う指導教育プログラムの実施、プログラムに参加する子ども達へ定期的なニュースレターの作成に取りかかっている。」と彼女は言う。「プログラムの多くは、ライフスキル（社会生活術）に焦点を合わせいつでもどこでも必要とあれば支援の手を差しのべている。」

現在、オンタリオ州CAS事務所のいたるところで十代後半の青年を対象とした革新的な2つのプログラムが進行している、とレスウェルさんは言う。進行中のプログラムの一つは、若者がワード（インケアの状態・被後見の立場）から一般社会に移行するための準備として自立に必要な基本的なライフスキルを身につける努力を促すもので、もう一つは、これらの若者のために精神的な支援、レクリエーション、また、協調性などのスキルを身につけることを促すグループプログラムの提供である。ロンドンCASではユニークなプログラムを進めている。それは、社会に出るための中間施設となる2軒の家を運営し、そこに子どもの面倒をみる地元のコミュニティ大学の学生を雇い子ども達と同居させている。学生たちは、子ども達が自立するために達成しなければならないスキルなどを教え、助言する役目を負う。

「一軒には3人の女子、もう1軒には3人の男子が居住している」とレスウェルさんは言う。「彼らは、ここで助言を受ける間に、社会に羽ばたく準備を少しだけ行い、独立して生活するための実用的な方法を学ぶ。」

子ども達は毎月の給料と奨学金に加えて自立のための訓練教料を受けて生活基盤を立てるが、延長ケアプログラムを受けている子どもは、それでも、愛情あふれる実親の家庭で過ごしている子どもよりもより厳しい生活を強いられる。

「私が最も心配するのは、クリスマスや新年のホリデーです」とレスウェルさんは言う。「大学の寮は、クリスマス・イブから新年の間は閉鎖されてしまいます。」

「他の子ども達は家族の家や親戚の家などと帰る家がありますが、我々の子ども達はいったいどこへ行けばいいのでしょうか？」

カレン・マッキンレイはちょうど6歳の時にシムコーCASのワードにおかれた。虐待が行われていた家庭から引き離され、2人の姉妹、1人の弟とも永久的に離されてしまった。彼女の人生は簡単に悲劇の受難者になりえるものだったといえよう。

そんな状況であったにもかかわらず、現在、彼女は31歳になり、9歳になる娘がいて2つ大学の学位を既に取得している。最近では、新たにハミルトンのマックマスター大学から助産学の科学士号を所得した。今、彼女は幸せで、社会によく適応しており、キャリアを満たしており、無条件の愛情を娘に注いでいる。

彼女の現在があるのは、彼女をケアしサポートしたCASと彼女を育てた数々の里親の存在のおかげだ、と彼女は言う。

「里親との生活で、多くのスキルを学びました」と彼女は言う。「それは、柔軟性、新しい環境に簡単に慣れる能力、新しい場所に住む際の適応性です。その中でも、私の幼児時代から唯一、一貫して私をサポートし続けてくれたのはCASです。そして、そのサポートは私が21歳になるまで続きました。」

人がCASを頭の中に思い浮かべる時、その中には十代の後半あるいは二十歳の前半の思春期または青年期の男女像は普通浮かばない、とオンタリオ州ロンドンにある、ロンドン・ミドルセックスCASのコミュニケーションおよび開発部のダイアナ・レスウェル部長は言う。そうであっても彼らの養育と保護はCASの管轄下にある。州内の全CASは、16歳以上の子どもの責任を共有し、彼らを特別な配慮に値する存在として考える。そのために特別なプログラムを提供していると、彼女は言う。CASはまさにそういったプログラムを提供するわけだ。

インケアにおかれた子どものクラウン・ワードは18歳まで保有される。それまでは、通常、里親またはグループホームにおいて養育される。その後の3年間、州政府はいわゆる『延長ケアとその維持プログラム』に該当する者に、継続して自立支援用資金を提供する。もし、若者が高卒後、認可された大学や専門学校にフルタイムで通学するか、または、積極的に常勤の仕事を探すならば、『延長ケアとその維持プログラム』は月663ドルを若者に提供する。常勤の仕事に就いた後も、資金援助はさらに4ヶ月間継続する。

「これではとても十分とは言えない」とレスウェルさんは言う。「これらの若者は、こういったことを首尾よくやるにはかなり難しい。大学へ通学する若者のほとんどが授業料、書籍代、生活費を賄うには、あと2つ3つのバイトを掛け持ちしなければやっていくことはできない。」

CAS も延長ケアプログラムの若者たちに奨学金を提供している。これは、若者たちの負担を軽減する資金を提供するために個人やその他の地元の慈善団体からの寄付をもとにするものだ。

「この 10 年間にインケアにおかれている若者に 150 の奨学金を提供したトロントの一族にちょうど会ったところです。」と彼女は言う。「この家族は、総合大学では 4 年間、年 3, 500 ドルを、コミュニティ・カレッジ（コミュニティの単科大学）では 3 年間、年 2, 500 ドルを給付する奨学金を授与したのです。」

マッキンリーさん自身も、前述したような奨学金を受けて、キングストンのクイーンズ大学から最初の学位を取得した。「私がマックマスター大学を卒業した時には、シムコーCAS から 4, 000 ドルの賞金をもらったんです。」と彼女は言う。「実際、その年にそのような賞を受賞した CAS の子どもは 3 人もいたんですよ」

子どもの居場所は家庭

イギリスのブリストルに住んでいたジェリー・コーテスが幼い頃、お人形をたくさん乗せた乳母車を押して歩いていると、話しかけてきた道ゆく人に、この子たちは私が養子にしたのと答えていた。種が蒔かれたから、木が育つのと彼女は言う。

今日、37 歳になったジェリーと 40 歳の夫レンは彼女の幼かった頃の夢をかなえたのだった。

彼らの思いは、オンタリオ州オーエンサンドにある 6 部屋寝室のある家よりもさらに大きく、彼らの思いも部屋も子ども達でいっぱいであった。この夫婦には、17 歳、15 歳、12 歳そして 10 歳になる 4 人の実子と、オンタリオの CAS を通じて養子縁組した 8 歳の男の子と 4 歳の女の子がいる。また、この 2 ヶ月間に CAS からの 3 歳、2 歳、1 歳になる 3 人もの子ども達の里親にもなった。

「私達は本当はこの 3 人の子ども達も養子にすることを望んでいのです」と、彼女は言う。「この 3 人のチビちゃんも含めて、私のそれぞれの子供達は本当にユニークでそれぞれが個性的で、とても特別な存在です。子ども達は、ほんとうに私達の生活を色々な意味で満たしてくれます。」

ジェリーとレン・コーテス夫妻は、自分たちの生活に欠けているものを満たすために CAS の事業に貢献するオンタリオ州にある数千もの家庭のほんの一例に過ぎない。コーテス夫妻のように、既に自分の子どもがいても、子どものいない夫婦または独身であっても、本当に様々な個人的な理由をもって養親になる。

2001 年 1 月 1 日現在の CAS の統計によると、オンタリオ州では 1, 200 の利用可能な、またはすでに養子縁組をしている家庭がある。かなりの数ではあるが十分であるとは言えない、とオンタリオ州のオーエンサンドに拠点をおくグレイ CAS の資源および子どもサービス課長のダニエル・ムーアは述べる。「グレイ CAS では、年平均で 15~20 人の子ども達を養親家庭に預ける。」と彼は言う。「そのような家庭がもっとあるならば、さらに 25 人の子ども達をお願いできるのですが、」

子ども達のニーズに見合う家庭を見つけだすことは、常に CAS の挑戦であり課題である、と、トロント・カトリック CAS の養子縁組サービス課長のマーガレット・オレイリーは言う。

「大多数の養親は、1 歳から 3 歳の子どものできれば赤ちゃんを希望する。問題は年齢の高い、あるいは課題が多い子どもの親を捜すことにあります。」と彼女は言う。「5~6 歳という年齢が明らかにもって難しい年代です。なぜならば、我々が強制的に介入した家庭から引き離して連れてきた子どもだからです。」

そうした成長期を虐待やネグレクトを受ける環境の中で育つと、行動や学習能力に影響する。

「その子の里親が養子縁組をするのでない限り、年のいった子どもが養子になる機会は少ない上、こういった子どもは新しい環境に順応することが難しいんです」と彼女は付け加える。

コーテス夫人はこのような問題を自らよく知っている。彼女が養子にした息子は、通常の 50% の視力もないが、そのことは CAS のケアに置かれるまで、わかっていなかった。そのため、少年の学習能力は同年齢の子ども達よりもはるかに遅れてしまっていた。娘も障害の耳と内側に曲がった足を含めて、いくつかの軽度の身体的障害をもっていた。

「こういったことのどれもが、自分が産んだ子どもにも起こりうるものです。」と彼女は言う。「その子のありのままを受け入れて、その子が持っている能力を最大限に引き出す手助けをしなければなりません。」

子ども達を実親から永続的に引き離すことは最後の手段であると、ムーア課長は言う。「実親から引き離すことは子ども達の安定した将来を保障する唯一の方法であると判断した時のみに行うことです。」と彼は言う。CAS で扱うケースの約 25% の親が、子どもの親権を自発的に放棄する。大多数の養子縁組のケースは、裁判所の手続きに沿った大変長い法定闘争の後にはじめて行われる。

オンタリオ州の人口構成が多様であると同様に、養親も様々な背景を持つ、と彼は言う。養親は独身であっても夫婦であってもいい。しかしながら、養子縁組を望む全ての養親は、養子縁組をしようとしている子どもを養育するために必要な財源や安定した住環境を持っていることを証明できなければならない。

養子縁組前に行う手続きは厳格だと、オレイリー課長は説明する。第一に、養子縁組と子育てに関する長短所を含む全ての詳細の説明を受ける地元のCASワーカーとミーティングをもつ。その後、養親希望者は地元のCASに登録をすることができる。ミーティングに続いて、警察記録の調査や健康診断書の提出、友人や知人への照会を含む様々な調査が行われる。

そして養親は、6週間にわたって開催される6単位のセミナーに参加する。平たく言えば、これは養親になるための授業である。

これらの課程を終了してもなお、養親になる意欲があるならば、ソーシャルワーカーが割り当てられ家庭調査を行う。これらの段階の全てに合格すると、養親として適格であると認められる。養子の候補者がいれば、養親希望者をCASのワーカーが可能性のある養親として考慮する。最終的にCASと養親の双方は子どもについて合意をしなければならない。

コーテス家は、トロントで終日開催される養子縁組の情報説明会といったような『養子縁組資源情報交換会』で最初の養子となった子どもと出会った。

そこでは、全州のCASのワーカーがそれぞれの地元での養子縁組が成立するようにと子どもの写真、ビデオや生育過程に関する情報を持ち込む。

「レンは最初に彼の写真を見て、私に聞くことなしに登録してしまいました。」とコーテス夫人は言う。「彼が私にそのことを言った時までは、写真は残っていないし、ビデオもどこかへいってしまっていて、その子がどんな顔なのかさえ、私にはわからなかったんです。実際、2週間前にこの子が家に来るまで写真すら見たことがなかったのよ。」

「でも、そんなことはどうでもよかったのです。最初に息子の写真を見た瞬間、この子は私たちの子どもだと私には分かったのです。」

制度のあり方もその活用もうまく動いている一方、コーテス氏はいくつかの制度の改革を希望している。例えば、彼は養子とその生みの親との接触を拡大することだ。また、養親家庭が必要としている際に、何らかの形で、継続的に経済的、専門的な援助を提供することを希望している。

「養子縁組をしてすぐに問題があらわれないかもしれないけれども、子どもが11か12歳になれば問題はでてくるものです。」と彼は言う。

「そういった際に、何らかの形で援助を提供できるはずですよ。」

適切な家庭へ適切な子どもを見つけるということに関しては、「そこに適切な子どもがいるならば、神様は、将来の養親の居場所を分かっているのです。」とコーテス夫人はいとも簡単に言う。

深く根を下ろす支援体制

ひとりの子どもを育てるには村全体が必要だという昔からの言い伝えがある。危害、ネグレクト、虐待から子どもを守ることも同じだ。コミュニティ全体からの支援が必要だということは、オンタリオ州52のすべてのCASが、日々実感し、その実現のために努力している。

「私たちの事業は、単独に出来る仕事ではない。」とトロント・カトリックCASの広報担当のキャロライン・ディジョバンニは言う。「私たちは他の多くの機関からの多大な支援を必要としており、同様に、私たちCASも同様に、私たちCASも他の機関と共に働くことが不可欠です。私たちの子どもを守るということはコミュニティの責務です。」と言う。

トロント・カトリックCASは、広く全州で活動している他のCASと同様に、言っていることをきちんと実践している。つまり、非常に幅広い地域の機関との連携をはかり、恒久的にそれを維持しているのだ。援助を必要とする親や、地域の子どもの安全について心配をする地域住民たちが、簡単にCASと接触できるようにすることが目的である。もし親や地域住民が誰に話しをしたらよいかを知っていて、近隣のCASワーカーと気軽に話すことができるならば、危機におかれている子どもの発見率はもっと高くなるし、CASが適切な対策をとる手腕を発揮する確立も高くなる。

カトリックCASがクリスティ・オジントン・近隣センターで関わっているケースは一つの例となる、とディジョバンニさんは言う。このセンターは、トロント市中心部のすぐ西にあるプロア一通り沿いに位置し、豊かな文化とさまざまな民族的背景の人たちが混じり合った多様な人々にサービスを提供している。その中には、この国(カナダ)に来て間もなく、法律や習慣に慣れていない人々も多い。ここでは、学校、複数のレクリエーション施設、複数の公園、一つの図書館、複数の警察官ら、1つの保健機関、そして、カトリックCASを含む少数の社会的機関のワーカーらが協働している。

「このアイデアは、私たちCASがコミュニティの枠組みの一部になることにあります。」とディジョバンニさんは説明する。

「このような施設に私たちが存在すること自体で、地域住民が他の機関が私たちに近づきやすく、すぐに利用できるようにしているのです。人々は我々と知り合いになり、我々も彼らと知り合いになれるのです。しばらくすると、誰もが、問題が起こったときに、誰が誰と協働するのか、また誰に助けを求めたらいいのかが分かってきます。」しかし、信頼を築きくことは、ただの第一段階に過ぎない。

次の段階は、家族が自立するために手助けをするプログラムの実行である。チャトウィンド・コミュニティ開発プロジェクトが、その一例となろう。このプロジェクトのもと、1989年以来、カトリックCASのソーシャルワーカー、ユースワーカー(青少年のためのワーカー)、お

よびサポート・スタッフ（事務職員）が、トロント市が補助する3年計画の公営住宅計画を何回も実行している。このプロジェクトの目的は、住民が地元のコミュニティの問題を見出し、その解決策を自ら創り上げていく方法を支援することに役立てることだ。

現在、このプログラムはノースヨークのファルスタッフ・コミュニティにおいて3年計画の最終年に近づいている。過去にはレックスデールやシッスルタウンといった場所でも実行されていた。

「レックスデールでは、私たちのワーカーの努力で、地元の青少年らがエディバラ公爵・学力達成賞に参加するようになりました。」とデイ・ジョバンニさんは言う。「その結果、かつてないほどの多くの若者が高校以上の大学・専門学校などへの進学を成し遂げたのです。シッスルタウンでは、地元女性の配膳サービス会社の立ち上げを手助けし、その結果その全ての女性が職を得ることに成功しました。」

サービスの対象となる人々を知ることも、パークスフォールでのチャットウィンド・サマーキャンププログラムの目的である。毎年7月にアウトワード・バウンドが運営するキャンプは、トロントのカトリックCASを含むチャットウィンドのパートナー（協働している機関）が独占的に利用しているサービスだ。コミュニティから家族の全員、合計65人が一週間の休暇が無料で与えられる。それらの家族とともにソーシャルワーカーやコミュニティワーカー、さらに、地元の警察官や医療スタッフまでもが参加する。

「田舎で過ごすこと、それはある人たちにとっては、初めてまたはたった一度の機会であるかもしれないんです。」と彼女は言う。「アパートの外にまったく今まで出たことがない、という人もいました。そこで過ごす時間は、お互いを知り、信頼を築く理想的な方法の一つです。」

サマーキャンプは、オンタリオ州のCAS事務局にとって重要な予防的介入の手段である、とヨーク地区CASのコミュニケーションおよびボランティア課長のシェーン・ピエイラさんは言う。この機関は、3歳~12歳を対象とする夏のデイキャンプ（日中のみ通うキャンプ）、チップモンク・キャンプ（りすキャンプ）をニューマーケット（地名）で運営している。

「これは、予防策として偉大な手段であることが分かりました」と彼は言う。「時として重荷を背負っている親の救済策だけではなく、ソーシャルワーカーやキャンプカウンセラーが子どもを知り、また子どもの行動的問題や学習上の問題が顕在化する前に見つけだすのにとっても良い機会なのです。」

ヨーク地区にかぎらず州全体のどこのCASでも、CASの活動に興味をもついかなるコミュニティグループにでもCASの役割を説明するために、活発なスピーカーズ・ビューロー（宣伝広報活動担当室）を設置している。これは、ソーシャルワークの専門職者で構成されているものだ。

「我々は、現在および今後接することのあるすべての人と喜んで話しをします。」とピエイラさんは言う。

なぜならば、CASの予算は特定の支出には上限があるために、地元の機関では、定期的にコミュニティ内のボランティアに時間を割いてもらい、時には基金援助さえも依頼しなければならない。

CASではさらに、CAS内の予算では賄うことのできない重要な品目のために資金集めをお願いすることもある。

ヨーク地方では、『Chicken Soup For the Pre-Teen Soul（ティーンになる前の君に贈るチキンスープ）』という本を読んで奮起した11歳の少年が、CASのケアにおかれている子ども達のためにナップサック・キッツ（用具袋）の作成を申し出た。「それらが信じられないほどに人気があるとわかったよ。」ピエイラさんは言う。

「これらの子ども達がケアに入ってくる時、たいていは、自分の物と言えるようなものは何もなく、持っているものは自分の服だけなのです。」と彼は言う。「この驚くべき少年は、七歳になる妹に助けられ今では200個のナップサックを我々に贈ってくれたんです。その一つ一つには手書きで、何歳用とか性別が記してあるのです。ナップサックには、動物のぬいぐるみ、本またはおもちゃなど、特定の子どものために選んだものが入っているのです。」

「350個のナップサックを配布するのが彼の目標ですが、実際には今年はずでに500個を超えてしまうようです。」このナップサック・プログラムは、バリーを拠点とするシムコーCASなどの他の多くの機関でも採用されている。

カレン・ヤングは、このプログラムのボランティアの一員である。彼女は在住のエッサ町から、彼女の5歳になる子どもの協力を得て、月2個のナップサックを購入・作成する。

「このナップサックは、歓迎袋と呼ばれていて安らぎをもたらす物が詰まっていて、子どもが自分の物だと呼べる物が入っているのです。」と彼女は言う。「子どもが里親家庭に到着して、他の家族の人達はみんな自分の物を持っているのに自分だけが自分の物をもっていないことに気づきます。これらのナップサックだけは自分の物で、また自分だけのための物なのです。」

この袋一つにかかる費用はだいたい30~35ドルと、彼女は言う。そして一つ一つにはティディベアのぬいぐるみや、自分の家族の写真を飾れるようにと写真立てや、靴下、下着、歯ブラシやその他の小さな特別な物が入っている。

「幼い子ども用にと、クレヨンや塗り絵またはポケモン人形が入っているものもあります。」と彼女は言う。

何故これをやるかと言う、理由は実に簡単、と彼女は言う。「子どもの安全は、政府の公費で賄う機関だけの問題ではなく、コミュニティの問題だからです」

「それ以上に、私はこれらの歓迎袋を受け取る子ども達の生活に何か違いをもたらしていると言うことを知っているからです。」

里親になること、それは子どもを愛すること

この17年間、マイク・パケットと彼の妻は避難場所を必要とする子ども達のためにヘイリーバリーの自宅を開放してきた。彼の試算によれば30から40人の里子が彼らとその2人の子ども達と同居したことになる。ある子どもは1泊か2泊、またある子どもは数年におよぶ場合もあった。子どもの年齢は、幼児から10代であった。ある時には、家庭での危険を避けるために5人きょうだいがいたこともあった。

パケット家は、州内のCASがその使命を果たすために頼みにする一家庭に過ぎない。現在、5,000以上の里親家庭があるが、需要を満たすにはほど遠い、と彼は言う。

「このシステムへの人の出入りは多く、里親家庭の数は変動する」と彼は言う。「コミュニティのCASワーカーの誰にでも、里親がもっと必要かと聞いてみてください。即座にもちろんという答えが返ってくるとは思いますが」

本当に彼の言うとおりで。その理由は明快で、18ヶ月前に施行した子ども家庭サービス法の改正法に従うと、オンタリオ州のCASが確認するハイリスクの子ども数が非常に多くなるからであった。危機に瀕しているという確認があったケースの多くの家庭状況はCASが介入し親の家庭から子どもを引き離す必要があった。

例えば、昨年トロントでCASが提供した代替養育ケアを受けた子どもと若者は、前年の3,396人より増加して3,481人となった。同時にトロントの里親家庭は759から788に増えたのみである。独身でも既婚家庭でも里親希望者は不足しており、トロントCASにおいても民間が運営している里親家庭に頼らざるを得ない状況にある。例えば、トロントの非CASの住居は933ある。

「状況がより厳しくなっているだけのことです。」とトロントCASの里親ケア部長のジム・トンプソンは言う。「里親家庭がトロントのように不足している状態ではない機関はいくつかあったが、今では州全体で不足しています。」

オンタリオ州オシャワ市、ダーハムCASの住居サービス部の部長であるクリスティン・マックフィーは、ここでも里親家庭を探すのに悪戦苦闘している、と言う。

「我々の地域には現在、178の里親家庭しかない。まさにのどから手が出るほど欲しいと思っています」と言う。「結局、民間の私的に運営している団体に子どもをお願いするしかありませんでした。現在、約50人の子どもがこういった民間組織の里親家庭にいます。多分、子ども家庭サービス法の改正で通告義務を強化したことが原因の一端であり、もう一方は、この地域がオンタリオ州で最も急速に発展している地域であることがあげられます。インケアにある子ども達の数が30%も増加しました。」

一般的に里親を見つけることは難しい。だが、ティーンエイジャーを里子にすると言うことになると状況は一層厳しいものとなる、とサンダーベイ地区CASの里親ケアおよび養子縁組のスーパーバイザー、ゲイル・クイリオンは付け加える。

「ティーンエイジャーの子どものために家庭を見つけることはさらに難しい」と彼女は言う。「里親にとってそれはより厳しい困難に立ち向かわなければならない。また、我々も十分な数のティーンエイジャーのための里親家庭を配備することができないでいる。」努力不足という訳ではない。全機関では、新聞の広告欄に里親募集を定期的に掲載している。コミュニティグループ（地域の団体）にも働きかけ、既に里親になっている人たちからの照会を求め、また、里親が友人や知人を勧誘した場合には少額の現金報酬を提供している。

主な問題の一つは、全ての里親家庭がどの子どもにも適合する家庭であるとは限らないということだ。オンタリオ州の全CAS機関は子どもの文化や民族的な背景と見合う里親家庭を見つける努力をしている。

「異なる文化、人種や宗教についてなるべく多様な里親家庭をなるべく確保できるよう努力をしている。」とダーハムCASのマックフィーさんは言う。「子どもの基本的な食事や住居以上に、子どものニーズに敏感になります。子どもを同じような文化や宗教をもつ里親家庭に委ねることは、生活の転換を強いられる子どもにとって、少しでも変化を和らげるものになります。」

「文化的に多様なコミュニティを拠点とするいくつかの機関もありますが、どのCASでも常に多様な文化的宗教的背景を有する里親を捜し求めています。」と彼女は言う。

家庭には『見本』というものはない、とトンプソンさんは付け加える。「私は里親と子どもの適合家庭を軽視するつもりはまったくないが、CASとはまるで運動靴の販売店のようなもので、店には15種類の靴に15種類のサイズ、そしてそれぞれには5種類の色が必要だ。つまり、子どもと里親家庭の組み合わせはぴったり合うものでなければならないわけです。」

CAS機関は子どもを里子にする場合は、里親の住居と家族の状況について高度な選択眼をもたなければならない。

「資格審査を厳格に行い、さらに6週間の訓練期間がある」とクイリオンさんは言う。

独身家庭の里親には3つの推薦状、カップルの家庭の里親には5つの推薦状が必要となる。さらに、病歴を含む健康診断書および18歳以上の同居人に関する調書の提出をしなければならないほか、また家庭調査が行われる。また、その家庭を定期的に訪れる訪問者に対しても面接が行われる。

全ての資格審査、面接、訓練が行われた後でさえも、里親になる大変さには準備してもしたりないことがある、とパケット氏は言う。里親を長期にわたって経験し、オンタリオ州里親協会の会長である彼は、さらに言う。「昔、私たちは5人のきょうだいを引き受けた。私達にソーシャルワーカーは、目標は高校を卒業させることだと言ったんです。」と彼は言う。「妻と私は、私たち里親も子ども達も見くびられていると思った。ところがその後、最初の子どもが家出をしてからトラブルが始まったんです。」

「その時は気が滅入るような状態であったが、長い目でみれば、家族にはいろいろな成功話があります。子ども達は、私どもを本当の両親のように思うようになりました。私達のところには(元里子から)カードが届いたり、電話もかかってくる。1人の女の子は1-2年前のひと夏の8週間を私たちと過ごしました。この満足感は長い年月が経ってからやってくるものだ。」

里親協会は州内の里親の代弁者であり政府に陳情する圧力団体でもある。彼によれば、その目的は、この児童養護・保護の制度が円滑に運用されるために、里親は財政的な支援のみならず、訓練、利用できる資源など多くの援助が必要であることなどを政治家に認識させることにある。

「子どもが幼い内に正しい行動を起こすことです。」とパケット氏は言う。

「子ども達が幼い内に資源を投入すれば、将来起こるかもしれない問題を防ぐことになります。我々は、虐待とネグレクトの通告があって、子どもが危機に置かれているかを確認し、調査を行うこのシステムを策定したが、未だに子どもがリスクに置かれる原因となる状況の予防策を創っていない。」

違いをもたらすチャンスをつかむこと

ナンシー・アンドリュースに何故トロントCASで働くのかを尋ねてみると、彼女の答えはたった一つの言葉に尽きる『顔』であると言う。この十年間に彼女が支援してきた何千人もの人々の顔がある。母親、父親、姉妹、兄弟の顔、特に子ども達の顔が浮かぶ。

「目を閉じるとみんなの！人！人の顔が浮かびます」と彼女は言う。

「彼らの顔はいつも私の心の中に息づいている。」

アンドリュースさんは、他でソーシャルワーカーの仕事をしていた。トロントCASに来る前の六年間は、暴力を受けた女性や精神科の外来患者を担当するソーシャルワーカーとして働いていた。現在は、トロントCASのクライアント・サービスの部長である。

彼女は、ソーシャルワークの修士課程にある時、実習でトロント子ども虐待センターにいたが、そこでトロントCASと毎日対応する結果となった。

「CASは多くのスキルを要求する職場であるとみていたが、大変そうな仕事だと思った。CASに応募しようと思った時は、なんらかの経験を得るために数年間働ければいいと思っていた。でも、十年過ぎて、まだここにいるのよ。」と彼女は言う。「その間、他の機関に2回程6ヶ月間の出向があったけれど、ここでどれだけ重要な仕事をしていたかを忘れずに戻ってくるのです。私は、本当に大事な仕事をやっていると感じている。危害から子どもを守るということは、私が出来うる最も重要なことの一つだと思っています。」

アンドリュースさんは、いろいろな意味で、CASでキャリアを積む典型的なタイプである、とオンタリオ州ロンドン市を拠点とするロンドン・ミドルセックスCASの人的資源部のテリー・ウエスト部長は言う。

「彼女は、仕事に対して強い使命感をもっている」と彼は言う。「結局、我々がやることは子どもの生活に信じられないほど大きな影響力がある。CASワーカーに共通なのは、子どもに献身的であること、子どもの状況を好転させること、危険要因を取り除き保護することといった情熱です。」

オンタリオ州内のCASで働き続けている他の多くの仲間と同じように、彼女も最初はキャリア・ステップのための近道であると考えCASに来た。結局、CASでの就労経験はソーシャルワーカーとして病院や診療所ではできない専門職としてのさまざまな側面にさらされることになる。

「これをキャリア・ステップと感じる者もいるでしょう。結局、専門職者の間では、CASでの就労経験が貴重な体験だと認識されています。」とオタワCASの子ども保護部のマリオン・ロバーツ部長は言う。「しかしながら、この業務は複雑な問題と対処することやで、取り組みがいのある困難さを伴うために、キャリアとして選ぶ人も多いのです。」

問題は、大学や大学院が今日必要としている数のソーシャルワーカーを養成していないところにある。「通告義務令が施行され扱うケース数が圧倒的に増大した結果、我々は常にスタッフを必要としている。卒業してくるソーシャルワーカーを待っているだけでは需要を満たせない。」とウエストさんは言う。

ほとんどの地域のCASが求めているのは、大卒で、最低限ソーシャルワークの学士号を取得した者、修士号を取得した者ならばなお良いとしている。スタッフの需要が増えていることで、一部の協会では、他分野の学士号を有する者を雇い、子ども保護の実践的な教育を訓練で補っている。BSW(ソーシャルワーク学士)やMSW(ソーシャルワーク修士)といった専門的な学位を持たない者であっても充分可能な職種が広

範囲にあると、ウエスト部長もロバーツ部長も言う。

「もっと必要としているのは、子どものケアワーカーとユースワーカーです。」とロバーツ部長は言う。「このような職種にソーシャルワークの学位は不可欠ではありません。」

スタッフが何故必要であるかと言うことに対して、オタワチーム 350 人の 50% は 30 歳以下である、とロバーツ部長は、指摘し、男女比は約 80 対 20 で女性の方が多く、とウエスト部長が付け加える。現在の給料水準は妥当であると、彼は言う。ソーシャルワークの学士号取得者の初任給は、40,000 ドル～50,000 ドル。修士号の取得者は 45,000 ドル～55,000 ドルである。マネージャー（部長級）になると 70,000 ドル代の年俸を得る。就労時間は、週 33～35 時間の間で、だいたい CAS は一ヶ月の有給休暇、および年金保障制度や保険などの充分な手当てが付与される、と彼は付け加える。「我々は、この給与体制を整備するまでに 3～5 年もの歳月がかかった。」

ウエスト部長によれば、スタッフの財政的支援に加えて、現任者訓練といったその他の支援策も盛り込まれた、と言う。氏の機関では、現在、8 名の職員が休職してソーシャルワークの修士課程に進学している。その全員は部分的であるが CAS の奨学金制度を利用している。

しかしながら、当たり前だが、お金、訓練、経験あるいは休暇制度、年金・保険制度が良いからと言って、全ての若者が CAS で働きたいというきっかけにはならない。たとえ 1 人の子どもだけであったとしても、子どもの生活に違いをもたらす機会を与える仕事だからなのである。

「私が報われたと思う一つのケースがあります。もし私が自分の人生でこれから先何もしないとしても私が違いをもたらすことができたということは、またそれが一番必要とされているときにそれができたということは、私の支えになるでしょう。」とアンドリュースさんは言う。

「7 歳になる少年が叔父から性的虐待を受けていたケースです。少年は友達に話し、友達はその母親に話し、その母親がトロント CAS に通告したのです。」アンドリュースさんが調査を担当した。

「私は少年と話し、すぐに警察官を呼びました。少年が、何度も同じ話を繰り返さなくてすむように。」と彼女は言う。「少年は、叔父が自分を虐待していると言ったのです。その家には 14 人が住んでいて、誰一人として少年を信じていなかったんです。」

CAS は少年をその家から引き離した。数年経って、少年が 14 歳の時、アンドリュースさんをマクドナルドのランチに呼んだ。彼女が少年とテーブルにつくと少年は、このランチが彼女への感謝の気持ちを表す方法だと言った。

「少年は私に言ったんです——その時、自分が虐待されていた時、私は胸がいっぱいになった何も言えなかったんだけど・・・もし私が彼のことを信じてくれなかったならば、おそらく性的虐待は一生続いていただろう、と。」

「このランチと 14 歳の少年の感謝はすべてを価値あるものに変えたんです。他にどんな仕事がこの満足感を与えてくれるでしょうか？ 他のどこに自分が違いをもたらせていると感じる仕事があるのでしょうか？」

助けを求める声に応える

毎日の勤務時間内に、キャロリン・アッシャーさんと彼女のもとで働く 6 人の専門家は虐待やネグレクトを受けたトロントの子どもたちを救うライフラインとして働いている。彼らはトロント CAS の電話インターワーカーである。

この 6 人のワーカーは 2 つのチームを編成して、勤務時間内にかかってくる、通常一日約 120 件もの電話に対応する。勤務時間外は、エマージェンシークルー（緊急対応員）が引き継ぐ。コミュニティと CAS をつなぐ電話線は一瞬たりとも停止することはない。

オンタリオ州 CAS で働くインターワーカーの仕事ぶりは手早く、またより多くのケースを請け負っている。CAS は、以前より多い数の、援助を必要とする子ども達に手を差し伸べている。それは、虐待やネグレクトの実態が増えたのではなく、過去において見過ごしていたケースが今では通告の対象となったからだ。

「我々に通報するケースが増えた理由は、最近の子ども家庭サービス法（CFSA）の改正によるものです。」とアッシャーさんは言う。「以前では見られなかったようなケースがよく見られる。よって、ここはかなり忙しくて大変になってきました。」

法律は、子ども虐待またはネグレクトの疑いがある場合であってもオンタリオの住民は地元の CAS に通告を命じているが、住民がそれを怠った場合の罰則はない。

しかしながら、常に子どもと接している仕事に従事する、例えば医療従事者、教師、保育士、警察官、デイケアワーカーなどがネグレクトまたは虐待の疑いの通告を怠った場合には 1,000 ドルの罰金が科せられる。

さらに、この通告義務令は、上記の者たちが問題を通告することを他人に委ねることはできない。通告は自ら行わなければならない。またはただ通告をして、あとはほったらかしにする、ということもしてはならない。通告者は、ネグレクトと虐待が再発したかもしれないと思われるときは、毎回通告しなければならない、とロンドン・ミドルセックス CAS の子ども虐待コンサルタントのモーリン・レイドさんは言う。

「もし、教師が子どもへの虐待または危害に気づいた場合、あるいは医者が親のネグレクトのために子どもが順調な体重増加をしていないことに気づいた場合、あるいは隣人が大人の付き添いのない家に子どもだけが残されている場合などのそれらすべての者は我々に通告する法的な責任を負います。」と彼女は言う。医者、警察官といった専門家が CAS に通告を怠った場合は罰金を科せられる。

州政府は、2000年3月に改正法を施行した。改正法は、ある部分、オンタリオ州検視長官のジム・カーズ博士の幅広い調査と子どもの死亡率に関する調査委員会の調査結果に応じたものとなった。

「結果は上々であったと確信している」とレイドさんは言う。「私たちは今では、ハイリスクの子どものより明確に認識することが出来るようになりました。また、発見および調査の手続きが改善された一方で、危機に瀕している子どもに関わるコミュニティでの予防的介入プログラムや支援プログラムは必ずしも同じ割合で増えているとは言えません。」

オンタリオ州において、危機にある子どもの問題は非常に大規模である。昨年、オンタリオ州の52のCASが受けた、虐待の問い合わせ・照会・申し立ての件数は、195,000件であった。しかし、調査におよんだのは、その内のたった44%であった。

そこがアッシャーさんが率いるインテークチームの出番だ。チームは、地方CASの電話内容の緊急性・有効性の選別を行うトリアー・ジュ部門、または緊急担当だ。彼らは、単に電話の応対をするだけでなく他に照会すべきが、介入すべきかの初期判断も下す。

彼らがまず何をし、どう介入をし、どんな順番でやるかなど、それらの方法はすべてリスク・アセスメントの一覧表に記述されている。リスク・アセスメントは、(オンタリオ州) コミュニティ・社会サービス省の子ども保護に関する運用指針で、危機に瀕している子どもが必要な時に必要な助けを得ることを保障するセーフティ・ネットの役割をもつ。

彼らの仕事ぶりを見ると、どんな電話にも対応できるスキルと経験力を高く評価するであろう。電話を受けて、この電話はCASが関わる問題なのか、あるいは他の機関に委託すべき問題なのかを判断することが最初の職務である。おおかたの電話は、このような仕事内容で、それは、どんな日であっても変わりがないのである。

インテークワーカー電話の応対は、穏やかで、人を安心させ、とても親しみやすい口調である。当然のことであるが、電話を掛けてくる人のあまり話したくないことを聞きだすのが彼らの仕事の一つであるからだ。

インテークワーカーの机上には、コンピューターが置かれている。電話の内容がCASが関わる問題であると判断すると、まず、その家族または子どもがCASのファイルに載っているか否かをチェックする。地元のCASのみならず、オンタリオ州全体のすべてのCASファイルに目を通す。もし、載っていないければ、インテークワーカーは新規にファイルを作成する。次のステップは対応時間を決定することである。一般的に対応時間には、12時間以内か7日以内の2つのカテゴリがある。もし要請が緊急性のあるものならば、ソーシャルワーカーを即座に派遣する。

「若い子どもが夜10時に一人で家に置かれている、と言う通告ならば、私たちはただちに対応するでしょう」アッシャーさんは言う。「もしそれが思春期の子どもの問題行動であるならば、同じような緊急性はありません。」

いったんワーカーが対応したならば、セーフティ・アセスメントを行い、そしてセーフティ・プランを立てる。いったん、子どもが無事で、安全であり直接的な危険に置かれていない状態になったら、次のステップは、最初に起きた出来事を導いた状況を継続して調査する。ほとんどの場合、子どもを家庭においたままで問題は解決する、とレイドさんは言う。「子どもを家庭から引き離すことは、まさに最終段階に行うことで、私たちがそれは一番したくないことです」と彼女は言う。

「私たちのインテークワーカーは経験を積んだベテランの専門家です」と、アッシャーさんは言う。「彼らは現場を経験しており、現場がどういう状況であるかを知っています。よって、彼らは、経験に基づいて次にとるべき行動を勧めることのできるわけです。」

とはいえ、すべての判断はアッシャーさんのようなスーパーバイザーと協議をもった後に下される。確かに最近の子ども家庭サービス法の改正法は、多くの危機に瀕している子ども達の発見を可能にした。CASワーカーは、このシステムが予防策へと移行することを望んでいる。

7 オンタリオ州の子ども保護ワーカートレーニング・プログラム

背景

- 1997年に子どもの死亡率に関する特別調査委員会(Child Mortality Task Force)は、子ども保護援助協会(CAS)が関知して死亡した100人の子どもの見直しを行った結果、子どもども福祉に携わるワーカー、弁護士、判事、その他の専門サービス提供者に対して、ネグレクトがもたらす危害に関する特定なトレーニング方法の開発を促す勧告を行った。
- 子どもの死亡で実施した6つのインクエストから400件にのぼる勧告が発表され、子どもの通常発達分野、リスク・アセスメント、虐待調査等々に関するCASワーカーのためのトレーニング(就労前および能力向上)の開発を政府、サービス提供者およびその他の専門家に命じた。と同時にすべての子ども保護のためのトレーニングは、自然の実践を実行可能とする現行の知識や技術能力を保証する教育でなければならないとした。

- 上記に対応するために、省はすべての新任子ども保護ワーカーが保護サービスを提供できる知識と技術を保障するために、子ども福祉システムを改革する計画（Capacity Building Strategy 能力構築戦略）を開発した。
- 1998年6月、政府の内閣は子ども福祉改革の政策方針を承認した。この方針には、能力構築戦略を包括し、CASの職員はトレーニングを受講すること、そしてそのセットとしてCAS職員のコンピテンシー・ミテンシーを身につけることが期待されている。
- 1998年11月コミュニティ社会サービス省（CSS省）はトレーニングの実施のために追加予算230万ドルを計上した。
- 1999年9月、オンタリオ子ども保護援助協会連合（Ontario Association of Children's Aid Societies 以下OACAS）は、オンタリオ州の子ども保護ワーカーのためのトレーニングの開発および提供機関としてCSS省と契約をした。
- 子ども家庭サービス法（以下CFS法）の下では、新任の子ども保護ワーカーは、子どもの保護調査、子どもを家庭から引き離す、または法廷に家族と出廷させるといった行為を指揮する前に、所属するCASアセスメントの所長の認定を得なければならない。（CFS法37条（1））
- 各CASは、職員を雇用し、認定する権限をもつ。

オンタリオ州、子ども保護のためのトレーニング・プログラムについて:

- コンピテンシー（専門職として必要な力量）の習得トレーニング（competency based training）のカリキュラムは、新任ワーカーが11モジュール、認定ワーカーが17モジュール、マネージャーとスーパーバイザーが6モジュール、内容と手続きを理解するために、参加者とスーパーバイザーを支える5つのマニュアルが含まれる。
- 新任ワーカーのトレーニングは、子ども保護調査の指揮、子どもを家族から引き離す、その家族を法廷に出廷させる事案に責任をもつ子ども保護職員としての役割に焦点がおかれる。
- 各モジュールでは、コンピテンシーを認識する。（コンピテンシーとは、特定の知識と技能に関わる事項を明確に定義し推定できる力量を習得することを目的とする。）
- コンピテンシーは、虐待、家族のアセスメント、子どもの発達度、法律、子どもへの面接、コミュニティとの協働などの分野に関する知識と技能を有するとする。
- すべての新任ワーカーは、すべてのカリキュラムの完了を求められているわけではないが：事前学習のアセスメント・ツールについては、いずれ予備試験が実施されるであろう。それは、新任ワーカーが業務にもたらす知識や技能の評価を行うのに使用されるためであり、よって特定のトレーニングを免除している。
- プログラムは22日間のトレーニングから成り、13日間は教室、9日間は、E-学習（コンピューターによるトレーニング）とする。
- 新任ワーカーの受講科目は、子ども福祉の発達と状況、リスク・アセスメント、マルトリートメントが子どもどもの成長や発達におよぼす影響、子どもへのマルトリートメントの確認と対応、CFS法と制定法上のサービス、子どもへの面接、愛着、離別、プレースメント、ケアを受ける子ども達、親の有効性を増大する介入である。

- 認定ワーカーの受講科目は、子どもに対する性的犯罪の調査、子どものカストディおよびアクセスの論争中の保護調査、リスクの高い乳幼児の親の能力表アセスメント子ども、青少年との効果的な戦略である。
- 受講者は、受講中に事前の読書、記事およびハンドアウトが配布され、研究課題は受講中および所属機関に戻った後に提出する。
- 指導者は各モジュール（教室およびE-学習）を配備するものとされる。
- 新任ワーカーは、トレーニング・プログラムの支えとなるメンターリング（恩師）またはコーチング（個人教師）を所属機関の職員から指導を受ける。
- 新任ワーカーのカリキュラムは、先住民コミュニティのニーズに見合うカリキュラムが採用されている。
- 2つの認定ワーカーのカリキュラムは、女性に対する暴力（Violence Against Women）セクターおよび警察の取調官と協力で提供された協働トレーニングである。
- 新任ワーカーのカリキュラムは、仏語に訳されている。
- 新任ワーカーのトレーニング後の学習転移とコンピテンシーの体得を計る審査と評価ツールの開発が進められている。

指導者（トレーナー）：

- OACAS のもとでおよそ 8 人の常勤指導者が雇用されている。50 人は、会期ごとあるいは非常勤の指導者として雇用され、116 人は機関が主催するトレーニング・プログラム（CAS が独自に雇用している）の指導者であり、さらに 5 人は、先住民である。
- すべての指導者は、子ども福祉のトレーニングまたは特定のトレーニングに関わり、例えば薬物中毒の虐待、精神衛生、養子縁組などに精通している者である。

受講者：

- 2002 年 12 月 31 日現在まで、3, 557 人の新任ワーカー、2, 280 人の認定ワーカー、1, 893 人のマネージャー／スーパーバイザーが、このトレーニングを受講した。
- 新任ワーカーの 1 シリーズ 22 日間のトレーニングに、平均出席日数は、13. 2 日であった。
- すべてのシリーズの平均一定費用（トレーニング一日の 1 人の参加費用）は、1 日／125 ドルであった。

トレーニングの提供形式

- 中央管理運営方式であるが、提供は分散方式であった。
- 分散方式 — トレーニングは、オンタリオ州全体にわたって各 CAS（地域ごと）が認識するそれぞれのニーズに基づいて提供された。指導者は、OACAS の常勤指導者または会期ごとに雇用される指導者によるものであった。
- 各機関が主催するトレーニング方式 — 機関の職員または機関内で提供するトレーニングで、費用は分担とす

る。

トレーニングの様式

- 教室
- 電子、コンピューターを補助道具とした (E-学習)
- 混合方式 — 教室と電子の双方を利用する

ページ：25

[TY1]

◇ Family preservation、家族維持又は家族保全ということである。子どもは生来の家族と一緒に生活できるようにサポートをするプログラムをいう。C. マローニ「カナダ レジデンシャルケアから在宅型子ども家庭サービスへカトリック子ども保護援助協会における根本的変化」『世界の児童と母性』第40号、資生堂社会福祉事業財団、1996。

◇ ウェルビーイング (well-being) という概念は、オンタリオ州の子ども家庭サービス法の重要なキーワードである。オンタリオ州政府コミュニティ・ソーシャルサービス省大臣の諮問機関の報告書『まず、子どもを：子どものためのサービス諮問委員会報告書』(Children First: Report of the Advisory Committee on Children's Services, Toronto: Ontario, 1990) の中でも90年代の子ども家庭施策の中心理念として位置づけられている。また、このウェルビーイングという概念は国連の子どもの権利条約、国連・国際家族年のキーワードでもある。解説的に訳せばウェルビーイングとは個の尊重・自己実現という意味になる。

◇ マルチカルチャリズム (multiculturalism、多様文化主義) は、カナダ連邦政府の極めて重要な国家政策である。1988年『カナダ多様文化政策法』によってカナダ社会の多民族的性格を尊重・公認した。異質な文化的背景を有する民族集団が、お互いに他の文化や民族を尊重し合う連邦政府・州政府の政策が重視されている。

◇ Crown Ward とは、家裁の判事の決定により、permanent care か long-term care に子どもが入ることを意味する。子どもが18歳に達するまで、CAS が legal guardian になる。CAS の Crown Ward を外れたい場合は、家裁の判事の決定を仰ぐ必要があり、責任ある大人がその子どもの保護をする、という確立した計画がなければならない。16歳以上の子どもの場合で、自立が可能と認められ、家裁が同意した場合、家裁の決定により Crown Wardship を終了することができる。この場合、16歳でも法的に大人の責任が課されることになる。何か起こったとき(犯罪など)、ケアに再び入ることは不可能なので、慎重な決定が必要である。英米法のパレンス・パトリイ(国親)の考えによる。親の面会を認めるクラウン・ワード (crown ward with access) と親の面会を一切認めないクラウン・ワード (crown ward without access) とがある。

◇ Society Ward とは、Crown Ward の一つ下の段階で、家裁判事が16歳未満の子どもの保護が必要という決定を下した場合、CAS の保護下 (care) に1年間までの一定期間置かれる状態を意味する。その一定期間が終了する前に、Status Review を、家裁が行う。Society Ward の連続最長期間は24ヶ月(連続)で、その後は、家族の元に戻るか、Crown Ward を与えられ long-term care に入るか、adoption されなければならない。16歳以上の場合は、Society Wardship を延長することができる。

Temporary Ward (Temporary Care Agreement/Voluntary Agreement) とは、その名の通り、一時的なもので、CAS が子どもの家族(12歳以上の子どもの場合は子ども自身も)と同意書を交わし、短期間子どもがCASのケアに入る(家族から離れ、プレースメントされる)ことを意味する。普通、3ヶ月間で、子ども本人、家族、CASの三者が問題を解決したり、これからの最善のプレースメントを考えるか、家族の元に帰るかの決定がおこなわれる。12歳以上の場合は、本人も決定に加わる権利がある。家裁はこの段階では関与しない。Temporary Care Agreement は16歳未満にのみ適用される。

【資料】 オンタリオ州子ども保護ワーカー トレーニング・プログラム・カリキュラム

#	新任ワーカーのカリキュラム	課題	日数	トレーニングの様式
NW-1	子ども福祉の発達と状況	歴史	2	教室
NW-2	リエンション、サービス要件と調査、オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデル2000年度改訂版、第1部	リスク・アセスメント・モデル	3	教室(2日) E-学習(1日)
NW-3	マルトリートメントが子どもの成長や発達におよぼす影響	子どもの発達	2	教室(1日) E-学習(1日)
NW-4	子どもへのマルトリートメントの確認と対応	子ども虐待・ネグレクト	2	教室(1日) E-学習(1日)
NW-5	子ども保護のアセスメント、オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデル2000年度改訂版、第2部	アセスメント・スキル	2	教室(1日) E-学習(1日)
NW-6	サービス計画と現在進行中のケースの再審査、オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデル2000年度改訂版、第3部	ケース計画の立案と再審査	2	教室(1日) E-学習(1日)
NW-7	子ども家庭サービス法および子ども保護に関わる法的サービス	法律	2	E-学習
NW-8	子どもとの面接	子どもとの面接	2	教室
NW-9	愛着、離別、ブレスメント	愛着、離別、ブレスメント	2	教室(1日) E-学習(1日)
NW-10	ケアを受ける子ども達	CASのケアを受ける子ども達	1	E-学習
NW-11	親の有効性を増大する介入	子育て	2	教室(2日)
#	認定ワーカーのカリキュラム	課題	日数	トレーニングの様式
AW-1	子どもに対する性的犯罪の調査(ISOAC= Investigating Sexual Offences Against Children)	性的虐待調査	3	公認ワーカーのカリキュラムはすべて 教室
AW-2	高度な子ども保護アセスメント	高度なアセスメント・スキル	1	
AW-3	高度なサービス計画および現在進行中のケースの再審査	高度な計画立案	1	
AW-4	子ども保護業務における批判的な意志決定	分析と意志決定	1	
AW-5	高度な愛着、離別、ブレスメント	高度な愛着、離別、ブレスメント	1	
AW-6	育児能力のアセスメント	育児能力のアセスメント	2	
AW-7	子どものカスティディおよびアクセスの論争中の保護調査	カスティディおよびアクセスの論争中におけるCASの役割	2	
AW-8	臨床スキルと薬物乱用	薬物乱用	3	
AW-9	成人精神病理と育児能力への影響	成人精神病理学	2	
AW-10	リスクの高い乳幼児	リスクに置かれる乳幼児のアセスメント	1	
AW-11	CAS/VAW 共同カリキュラム	ドメスティック・バイレンス	2	
AW-12	里親あるいは養子縁組の申込みをした家族の審査	里親および養子縁組	3	
AW-13	思春期の青少年と共に仕事をする	青少年の行動	3	
AW-14	子ども保護サービスの規定に基づき、ボランティアと共に仕事をする	ボランティア	2	
AW-15	グループの活用	グループと共に仕事をする	5	
AW-16	問題行動の幼児のための効果的なサービス(自主学習)	子どもの精神衛生	N/A	自主学習カリキュラムとし、所属 機関にて完了する
AW-17	家庭以外のブレスメントに置かれた青少年のリスクに対する効果的なサービス(自主学習)	青少年をいかに自宅またはそのコミュニティに留ま らせるか	N/A	自主学習カリキュラムとし、所属 機関にて完了する

#	マネージャー/スーパーバイザーのカリキュラム	課題	日数	トレーニングの様式
M-1	子ども福祉におけるマネジメント、リーダーシップおよび運営	広義のサービス・システムの範囲内での子ども保護の役割	1	
M-2	他者を通じて行う業務管理：	業務管理	3	
M-3	学習の移転：大人の教育者としてのスーパーバイザーの役割	子ども保護ワーカーの教育者・援助者としてのスーパーバイザーの役割	1	
M-4	グループ業務の監督・管理：生産的な業務チームの育成	生産的なチームワーク	1	
M-5	組織文化とリーダーシップ	組織的行動	2	
M-6	子ども保護における臨床的スーパービジョン	リスク・アセスメントに関わる子ども保護ワーカーの監督	2	
#	新任の子ども保護ワーカー・マネージャー	課題	日数	トレーニングの様式
1	メンタリング、コーチングおよび監督	新任子ども保護ワーカーのスーパービジョン	1	教室
2	マネージャー/スーパーバイザー、新任ワーカーのオリエンテーション	新任ワーカーのカリキュラムの概観	1	教室
#	スーパーバイザーおよび新任子ども保護ワーカーのためのマニュアル	課題	日数	トレーニングの様式
1	実習用マニュアル	トレーニング・カリキュラムの説明書	N/A	N/A(マニュアルはマネージャーとスーパーバイザーに配布される)
2	参加者用マニュアル	トレーニング・カリキュラムの説明書	N/A	N/A(マニュアルは新任子ども保護ワーカーに配布される)
3	事前学習のためのポッドキャスト用マニュアル	事前学習のポッドキャスト作成の仕方	N/A	N/A(マニュアルはCASに配布される)

【資料】オタリオ州の子ども保護ワーカーに不可欠なコンペテンシー

新任ワーカーのコンペテンシー

NW #1—子ども福祉の発達と現状		
NO	子ども保護ワーカーのコンペテンシー	認定達成の必要項目
NW1-1	子ども保護ワーカーはオタリオ州における子ども保護の実践の哲学的・論理的基盤について説明できる。	<ol style="list-style-type: none"> CFS法の基盤について説明することができる。 以下のことがらの歴史と哲学的展開について詳しく説明することができる。 <ul style="list-style-type: none"> 子ども中心の実践 家族の維持 永続性と同時計画 里親ケア ボランティア精神(理事会のメンバーも含む) 慣習的ケア キンシップ・ケア バンド代議員の委任統治関与 アボリジニの子ども福祉の実際 子ども福祉の法的背景について明確に説明できる。 以下の項目を含むCFS法に関する初期理解をはっきり述べるすることができる： <ul style="list-style-type: none"> 保護の根拠に関する項 いわゆる“インディアン”や先住民族の子どもを尊重する特別規定 多文化主義 子どもの権利

		→ NW (上記以外の追加項目については後述の新任ワーカーの加算の項で述べる) NW#7 → AW (上記に続く必要項目については、認定ワーカーの加算の項で述べる) AW#2
NW1-2	保護ワーカーは子ども福祉保護ワーカーの二重の役割を統合することができる。	1. 権威者であり介助者であるという子ども福祉の二重の役割を統合するのに使われる方法について明確に述べることができる。
NW1-3	児童福祉機関と子ども保護ワーカーの幅広い責任を明確に説明することができる。	1. 保護ワーカーは、子ども保護ワーカーとしての自分の役割と責任を理解し、明確に述べるができる 2. 以下のことがらに関連する、子ども保護援助協会 (Children's Aid Society—CAS) の主な機能を列挙できる: ・ 子どもの保護 ・ CAS のケアを受けている子ども ・ CAS のサービスを受けている家族 ・ 里親とボランティア ・ コミュニティ 3. 法制、条例、基準、政策、手続きなどから生じる CAS の責任について詳しく述べるができる 4. 非委任機関の役割と義務、バンド 集団、部族組織、盟約機構とのアカウンタビリティ関係について説明することができる 5. 先住民子ども保護ワーカーの担う追加的義務について明確に述べるができる
NW1-4	保護ワーカーは文化についての基本的概念を理解しており、様々な文化的背景をもつ家族との関係を樹立するための戦略を立てたり、その方法を実施することができる。	1. 自分達の文化/コミュニティの価値観が、子ども福祉ワーカーとしての行動いかに影響するかを明確に説明することができる 2. 文化にかなった業務の要素を列挙できる 3. 一義的目的、すなわち子ども保護、という背景状況の枠内で、異なる文化と異なる地域社会の価値観をもつ家族との関係を発展させるための戦略や方法について、述べることができる 4. 危険性、ニーズ、強度に関する決定をする場合に、家族の文化的規範を受け入れ、考慮することができる 5. 上記の決定をする場合に、適切なコンサルテーションを探る
NW1-5	保護ワーカーは、児童福祉における重要な歴史的展開が、実際の業務に及ぼす影響について説明することができる	1. 重要な歴史上の動きと、それが先住民と非先住民のための機関の実際の業務におよぼす影響について述べることができる
NW1-6	保護ワーカーは、ソーシャルワークの価値観と原則が、どのように子ども福祉に適用されているかについての知識がある	1. カダソソーシャルワーク協会倫理規定 (1994 年) および業務実践基準 (1995 年) について述べるができる 2. これがどのように自分のケースワークに応用されているか、明確に説明することができる

NW #2—初エーション、サービス要件と調査、ワカ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデル 2000 年度改訂版、第 1 部		
NO	子ども保護ワーカーのコンペテンシー	認定達成の必要項目
NW2-1	保護ワーカーは、ワカ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデル 2000 年改訂版の全体的な構成と目的について述べるができる、リスク判定 #1-#5 に際し必要とされる職務、責任、必要条件について明確に述べることができる	1. 実際業務について情報を提供する枠組みとしての、ワカ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデル 2000 年改訂版の機能について述べることができ、あらゆるリスク判定ポイントやその裏づけとなるツールに関する初歩的知識をもっている 2. リスク判定 #1 の重要性について述べ、子ども保護サービスを受ける開始要件があるケースであるかどうかの判定に必要な情報を入手することができる 3. サービスを受ける開始要件があるケースのための適正な応答時間を明らかにし、決定することができる (リスク判定 #2) 4. いつ安全性のアセスメントが必要となるかを明らかにし、これを完了するのにどんな情報が必要か述べることができる (リスク判定 #3) 5. 子ども保護問題の検証のプロセスを説明し、必要とされる情報、すなわち意思決定に誰が関わった

		<p>ているか、そして時間枠などについて述べる事ができる (リスク判定#4)</p> <p>6. リスク判定#5 について述べ、この判定をするのに必要な情報を入手、分析しその重要性を推し量ることができる</p> <p>7. リスク・アセスメント・プログラムは意志決定の指針であり、ワーカーの判断に替わるものではないことを説明できる</p>
NW2-2	児童保護ワーカーは記録保持の主目的を明確に示すことができる	<p>1. 記録保持の主目的について述べる事ができる</p> <p>2. 同時進行の完全なケースノートの、法廷での有効で信頼性の高い証拠の基盤としての重要性について述べる事ができる。</p>
NW2-3	保護ワーカーは、正確かつ詳細、しかもタイムリーなケースノート、アセスメント・サービス計画、その他の関連書類を、法的にもサービス目的にも利用するように作成する	<p>1. タイムリーなケースノートの作成やリスク判定#1-#5 完了に関する規定について述べる事ができる</p> <p>2. ケースノート完成に関する主な必要条件を明確に示す事ができる</p> <p>3. 記録保持の目的や法的必要条件への理解を示す、正確かつ詳細、しかもタイムリーで簡潔なケースノートを作成することができる</p> <p>4. 記録保持の目的や法的必要条件への理解を示す、正確で詳細、しかもタイムリーなアセスメント・サービス計画情報を作成することができる</p>
NW2-4	保護ワーカーは、リスクを生んだり緩和したりするワーカー、個人や家族の強さ、安全性のワーカーなど、完全な調査とアセスメントのために収集しなければならないデータを特定することができる	<p>1. 効果的な受け入れに欠かせない情報が何か明確に述べる事ができる</p> <p>2. 包括的でバイアスのとれた調査と家族アセスメントの中で述べなければならないデータとワーカーを特定し、説明することができる</p> <p>3. 関連のあるデータの収集計画を立てることができる</p> <p>4. リスク・アセスメント・プログラムについて説明し、その基本的なワーカーを列挙できる</p> <p>5. 子ども虐待のリスクを高めるワーカーを特定し、それについて述べる事ができる</p> <p>6. リスクを緩和する可能性のあるワーカーを列挙できる</p> <p>7. あらゆる必要なデータを集計し、包括的なアセスメントを完成するための情報を統合することができる</p> <p>8. アセスメントと再アセスメントを行う場合に、代替の仮説を考える</p> <p>→ AW (これに続く要素に関しては、認定ワーカーのカリキュラムの項で述べる) AW#2</p>
NW2-5	保護ワーカーは、ケースワーク介入の基盤としての、効果的なアセスメントと計画の重要性を理解し、これについて述べる事ができる	<p>1. アセスメントと計画作りの、効果的なサービス実施との重大なかかわりについて述べる事ができる</p> <p>2. リスク・アセスメント・プログラム 2000 年改訂版の背景状況において、サービス開始要件、調査、アセスメント、計画の作成の各機能について述べる事ができる</p>
NW2-6	保護ワーカーは、いくつもの家族をかかわらせ、家族のメンバーを子ども保護ケース計画作りのプロセスに参加させる戦略の重要性を明確にし、これを実践することができる	<p>1. 抵抗と、抵抗の引き金になりうる最も一般的な指標について述べる事ができる</p> <p>2. 複数の家族を巻き込み、必要に応じて抵抗と関連のある社会資源を減らすための調査、安全計画、サービス計画を立案することができる</p> <p>3. 危機予防と介入テクニックを明確に示す事ができる</p> <p>→ AW (これに続く要素に関しては、認定ワーカーのカリキュラムの項で述べる) AW#3</p>
NW2-7	保護ワーカーは、子どもの最善の利益が最優先事項であることを示す事ができる	<p>1. 子どもの安全にとって最も重要な家族と共に、交渉の余地のない問題点を列挙できる</p> <p>2. 子ども保護の任務特有の責任と権利を失墜させることなく使うことが可能な、業務戦略について述べる事ができる</p> <p>→ AW (これに続く要素に関しては、認定ワーカーのカリキュラムの項で述べる) AW#2</p>
NW2-8	保護ワーカーは、通常のタイムリーなケースの見直し、すなわち成果とアセスメントの更新と改正、を家族と共に行うことの重要性を説明し、その知識をケースワークに応用することができる	<p>1. 子ども福祉のケースワークにおける再アセスメントの重要性を説明できる</p> <p>2. 見直しの時間枠の基準を列挙できる</p> <p>→ AW (これに続く要素に関しては、認定ワーカーのカリキュラムの項で述べる) AW#2</p>
NW2-9	保護ワーカーは、子ども保護ケースワークに伴う心理的ストレスの要因を列挙し、燃え尽き症候群防止対策を明確に示し、ワーカーの安全策について詳しく説明することができる。	<p>1. 子ども保護の仕事の共通となる行バージョンを明確に説明することができる</p> <p>2. 心理的苦悩や燃え尽き症候群を予防/軽減するための対策を明らかにし、その計画を立てることができる</p> <p>3. 敵意を持った患者に相対する場合に有効な対策について詳しく述べる事ができる</p>

		<p>4. 可能なスーパーバイザーと相談し、ワーカー安全計画を立てることができる</p> <p>5. ワーカー自身の生活体験が、子ども保護ワークに伴うストレスに及ぼす影響について述べるることができる</p>
NW2-10	保護ワーカーは、文化的・地域的変動が、様々な形で、児童虐待のアセスメントをいっそう複雑にする可能性があることを理解する。	<p>1. 文化的・地域的変動が、いかに、子ども虐待のアセスメントに及ぼす影響について説明できる</p> <p>→AW(これに続く要素に関しては、認定ワーカーの研修の項で述べる) AW#3</p>
NW2-11	保護ワーカーは、家族の文化的背景を考慮し、これに活動を実施することができる。	<p>1. ワーカーが、可能な限り、家族の文化的背景に適したアセスメント活動を展開しうることを説明できる</p> <p>→AW(これに続く要素に関しては、認可ワーカー向け研修の項で述べる) AW#3</p>
NW #3—アセスメントが子どもの成長や発達におよぼす影響		
NO	子ども保護ワーカーのコパネーター	認定達成の必要項目
NW3-1	保護ワーカーは、誕生から思春期までの子どもの正常な発達の各段階、過程、節目に関して完全に把握している。	<p>1. 正常な成長と発達、すなわち誕生から青年期までの過程について述べるることができる</p> <p>2. 発達における節目と通常の到達年齢の幅、正常な発達と文化の範囲内でこれに差異が生じることを浮き彫りにして説明することができる</p> <p>3. すべての領域において、子どもの正常な発達からの逸脱について明確に説明することができる</p>
NW3-2	保護ワーカーは、発達の遅れや虐待を受けた子どもの問題の指標を明確に示すことができる。	<p>1. 出生前/後の親からの虐待が成長や発達に及ぼす一般的な影響について述べるることができる</p>
NW3-3	保護ワーカーは、子どもの発達サービスを統合し、サービス計画や子ども介護計画を作成することができる	<p>1. 子どもの発達測定の必要性を認識できる</p> <p>2. 子どもや家族から発達サービスの介入の要請があった時、発達測定を行うことができる</p> <p>3. 子どもの発達策定を確実に実施するための資料の入手方法を知っている</p>
NW3-4	保護ワーカーは、性に関する行動や知識の正常/異常を認識できなければならない。	<p>1. 年齢相応の性的知識や行動とは何か述べるることができる</p> <p>2. 人生経験やこれまでの社会経験が、いわゆる年齢相応の性知識に影響を及ぼすことを認識することができる</p> <p>→AW(これに続く要素に関しては、認可ワーカー向け研修の項で述べる) AW#1 (AW1-2 参照)</p>

NW #4—子どもへのアセスメントの確認と対応		
	子ども保護ワーカーのコパネーター	認定達成の必要項目
NW4-1	保護ワーカーは、子ども虐待の指標を確認し、個人、家族、発達、状況、環境のワーカーがいかに子ども虐待の原因となるか、述べることができ、家族内のこのようなワーカーを測定できる	<p>1. 子ども虐待の、身体的、心理的、行動的ワーカーを認識することができる</p> <p>2. 子ども虐待を助長、誘発、維持するワーカーについて述べるることができる</p> <p>→AW(これに続く要素に関しては、認定ワーカーの研修の項で述べる) AW#2</p>
NW4-2	保護ワーカーは、子どもの性的虐待を構成するワーカーの範囲を明確にし、家庭内での子どもの性的虐待を持続する個人・家族のダイミックスについて述べることができ、子どもを守ることができる家族の力を明確に示すことができる。	<p>1. 親の性的虐待行動を列挙することができる</p> <p>2. 家庭内での性的虐待にしばしば見られる相互作用のパターンについて説明することが出来る</p> <p>3. 性的虐待の危険性を軽減する可能性のある家族の力や変数について述べるることができる</p> <p>→AW(これに続く要素に関しては、認定ワーカーの研修の項で述べる) AW#3</p>
NW4-3	保護ワーカーは、性的虐待ケースの抑圧性と秘密性の要素を理解する。そして調査計画を立て、子どもへの危険性を測定し、これに従って、必要な保護対策を実施することができる	<p>1. 抑圧性と秘密性の要素について述べることができ、それがいかに子どもの告白と助けを求め、それに従おうとする態度に影響を与えるか理解することができる</p> <p>→AW(これに続く要素に関しては、認定ワーカーの研修の項で述べる) AW#1</p>
NW4-4	保護ワーカーは、身体的虐待と体罰の要素となる親の行動の範囲を明らかにし、当面の子どもや将来子どもが危害を受ける危険性を予測することができる。	<p>1. 仕置きやしつけを含む身体的虐待行動の範囲を明らかにすることができる</p> <p>2. 体罰を含む身体的危害の原因となる要素について述べるることができる</p> <p>3. 身体的子ども虐待の知識を活用し、物理的な力による危害を受ける危険性を測定することができる</p>
NW4-5	保護ワーカーは、心理的虐待の要素となる親の行動	<p>1. 長期にわたり子どもに影響をおよぼす可能性があると思われる、家族による心理的虐待行動</p>

	の範囲に関する知識があり、将来子どもに危害が加えられる危険性を測定できる	を明らかにすることができる 2. 心理的虐待の危険性を軽減しうる力や変数を明らかにすることができる →AW(これに続く要素に関しては、認定ワーカーの加註欄の項で述べる)AW#2
NW4-6	保護ワーカーは、効果的ケースワークの面接が何らかし、これを実施することができる	1. 子ども保護サービスで通常使われる様々な面接の方法を比較し、目的を説明することができる 2. すべての関係者が効果的に面接に参加しやすいようにすることができる 3. 面接の焦点を維持することができる
NW4-7	保護ワーカーは、保護サービスを受けながら自宅に留まるのが子どもの最善の利益となるのはどんな場合で、子どもの安全を確保するために子どもを家庭以外の場所へ隔離する必要があるのはどんな場合かを定めることができる	1. 自宅にいる子どもへの危険性のレベルと、潜在的な別離のリスクを比較することができる 2. 子どもを自宅に残すかどうかを判断するにあたって、子どもの安全に関して優先項目を設けることができる →AW(これに続く要素に関しては、認定ワーカーの加註欄の項で述べる)AW#6
NW4-8	子ども保護ワーカーは、虐待の状況を確認することができ、その潜在的要因の判定法を知っている。	1. 虐待と貧困の識別ができる 2. 親の発達障害、精神衛生の問題など、潜在的な要因について理解する
NW4-9	保護ワーカーは、子ども保護調査を行う際に、専門家を効果的に利用できる。	1. 関係機関が性的虐待の申し立てを調査している場合に、警察とCASの間で交わされたプロトコルについて問い合わせることができる 2. ポリゾニの子どもに対する、あるいは里親家庭や学校での虐待などの申し立ての調査に適用できる、政策や手続きの手引きや協定を参照することができる →AW(これに続く要素に関しては、認定ワーカーの加註欄の項で述べる)AW#1
NW4-10	保護ワーカーは、子ども虐待のケースで、自発的でない、あるいは敵意をもった家族を巻き込む戦略を明らかにし、実践することができる。	1. 敵意を持った依頼者の協力を得るのに役立つ戦略について述べ、これを実行することができる →AW(これに続く要素に関しては、認定ワーカーの加註欄の項で述べる)AW#1
NW4-11	保護ワーカーは、子ども虐待に対する自分自身の反応と、それがケースワークの過程に介入する可能性を明らかにすることができる。	1. 子どもの性的虐待、心理的、身体的虐待、虐待に対する個人的な反応について述べることができる 2. この反応が、自分の担当するケースワークに及ぼす影響を予測できる 3. ケース処理を受け入れる態度や積極的に個人的反応を適切と評価する姿勢を示すことができる 4. 上記のことがらを、適切なケース処理として、上司と話し合うことができる
NW4-12	保護ワーカーは、完全な子ども保護調査に必要な段階を列挙することができる。	1. 合同調査を警察に打診する場合の基準について述べることができる 2. 警察と交わした関連のあるプロトコルについて問い合わせることができる 3. 完全な子ども保護調査に必要な段階を列挙できる
NW4-13	保護ワーカーは、法的面接を効果的に行うことができる。	1. 法的面接を定義し、治療や支援のための面接と比較して違いを説明できる。 2. 法的面接の段階を列挙できる →AW(これに続く要素に関しては、認定ワーカーの加註欄の項で述べる)AW#1

NW #5-子ども保護のアセスメント、オタワ州における子ども保護のためのリカ・アセスメント・ガイド2000年改訂版、第2部		
	子ども保護ワーカーのコンペティン	認定達成の必要項目
NW5-1	保護ワーカーは、リカ・アセスメント・ガイドの実践情報の枠組みとしての“オタワ州における子ども保護のためのリカ・アセスメント・ガイド2000年改訂版”の趣旨を理解し、判定を支持する様々な方策を利用することができる。	1. 子ども保護サービスの適性、子どもの安全、保護にかかわる問題の確認、保護の必要性、将来危害を加えられる危険性の重要性を説明し、識別することができる 2. “オタワ州における子ども保護のためのリカ・アセスメント・ガイド2000年改訂版”に収められた様々なツールの目的について述べ、これを効果的にリカ判定#1-11に活用できる
NW5-2	保護ワーカーは、リカを生むファクター、家族やコミュニティの力、リカを緩和・軽減するセーフティ・ファクターを特定することができる。	1. 特定の家族とその子ども(達)の安全に影響を及ぼす、推進・抑制力の分析を進めることができる
NW5-3	保護ワーカーは、どのような場合に子ども保護サービスを報告	1. サービス開始要件を利用し、特定のケースが子ども保護サービスを受ける適性があるかどうか

	<p>するのが適当か、どのような苦情が論拠薄弱とみなされるのか、どのような場合通報は却下されるべきか、判定することができる；さらに、ケース開始の判定結果を記録し、文書で報告することができる。</p>	<p>か判定することができる</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. サービス開始要件を利用して報告の深刻さのレベルを判定し、ケース開始に関する判定を下すことができる 3. 家族と子ども達が、どのような場合に、他のコミュニティ・サービスを受けることができるか、明確に示すことができる 4. 通報情報の正確な書類を作成することができる 5. “ワタリ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・ガイド 2000 年改訂版”と行政を結びつけることができる
NW5-4	<p>保護ケースは、どのような場合に緊急子ども保護が必要となるか判定し、これに従って行動することができる。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 安全アセスメントのすべての項目に記入し、子ども保護のための安全計画を立てることができる 2. 安全計画立案において、コミュニティの資源を活用することができる <p>→AW(これに続く要素に関しては、認定ケースのガイダンスの項で述べる) AW#2</p>
NW5-5	<p>保護ケースは、“ワタリ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・ガイド 2000 年改訂版”を利用し、子どもと家族のために、適切なリスク軽減計画を立てることができる。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. リスク・アセスメントのすべての項目に記入することができる 2. 他の保護問題の開始判定を下すことができる 3. 面接において家族状況を判定し、コミュニティ資源を活用してリスク軽減計画を立てる場合に、文化的・地域的変数を考慮する能力を示すことができる

NW #6-サービス計画と現在進行中のケースの再審査、ワタリ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・ガイド 2000 年改訂版、第 3 部		
	子ども保護ケースのコンテキスト	認定達成の必要項目
NW6-1	<p>保護ケースは、子ども保護サービスのプロセスにおいて、地域の他の機関や資源と共同で、効果的に活動することができる。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 以下のコミュニティ・サービス¹の役割や任務について述べるることができる <ul style="list-style-type: none"> ・ 若年犯罪者 ・ 小児精神衛生 ・ 発達サービス ・ 家族・子どもケアセラピー・サービス ・ 医療サービス ・ 公衆衛生、地域保健代議員 (CHRs) など ・ 子ども・青少年サービス ・ 青少年のトリートメント施設 ・ 学校を基盤としたサービス ・ インタervention・プログラム ・ 薬物中毒サービス ・ 親の支援サービス(例:親子センター、保護者自助グループ) ・ 先住民子ども・家庭・サービス非委任機関 ・ バンド 家庭サービス・サーカ ・ バンド 家庭サービス局/委員会 ・ 伝統的トリートメント・サービス/プログラム ・ バンド 危機対応チーム ・ 首長および協議会 ・ バンド 代議員 ・ 種族保安サービス ・ 女性専用避難所 ・ 危機避難所 2. 上記サービスの実践者と合同のアセスメント、サービス提供/監視活動を展開し、計画することができる

NW6-2	子ども保護ワーカーは、リスク分析を完成させるための必要条件と方法について述べるができる。	<ol style="list-style-type: none"> 1. リスク分析が完成するポイントとどのような情報を集めなければならないか、そしてその前にどのような判定をしなければならないかについて説明することができる 2. リスク・ファクターと保護ファクターが、いかに結合して子どもへのリスクを著しく増大/減少させるか、説明することができる
NW6-3	子ども保護ワーカーは、リスク判定ポイントや、いかにこの判定が効果的なサービス計画作りを支えるか、知っている。	<ol style="list-style-type: none"> 1. #1から#9までの判定のプロセスにおいて判定を下すポイントを列挙できる 2. 各判定ポイントの段階の概要を説明できる 3. 判定ポイントがいかに効果的なサービス計画を支えるか述べるができる <p>→AW(これに続く要素に関しては、認定ワーカーのカリキュラムの項で述べる) AW#3</p>
NW6-4	子ども保護ワーカーは、ケースの必要性と目的に優先順位をつける基準と、家族を参加させるために利用できる方法について述べ、優先順位の高いニーズに対応する効果的なサービス計画案を取り入れる技術を持っていることを証明することができる。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもの現時点での保護の必要性と将来危害をこうむるリスクに基づくサービス計画の目的にあわせて、優先順位をつける方法について述べるができる 2. 測定可能、達成可能で、理にかなっており、時間限定の目標について簡潔に記述することができる 3. 家族と子ども、その他の親族(例えば、親戚一同、バンド 代議員、年長者)を、目標、目的、基準作りに参加させる 4. 家族と子ども、その他の親族(例えば、親戚一同、バンド 代議員、年長者)を、目標や目的達成のために計画された課題や活動の選択に参加させる 5. アセスメントやリスクに関する知識を子どもに適用し、適切なリスク軽減の成果、サービス計画、再アセスメント、再審査へと展開することができる <p>→AW(これに続く要素に関しては、認定ワーカーのカリキュラムの項で述べる) AW#3</p>
NW6-5	子ども保護ワーカーは、ケース管理を通じて、家族へのサービス実施を促すことができる。	<ol style="list-style-type: none"> 1. ケース・マネジャーの役割を定義できる 2. 他のサービス提供者と協力し、子どもへのリスクを軽減し、子どもと家族のウェル・ビーイングを高める一連のサービスを企画することができる 3. リスクを押さえるための適切なサービスの調整を行うことができる <p>→AW(これに続く要素に関しては、認定ワーカーのカリキュラムの項で述べる) AW#3</p>
NW6-6	子ども保護ワーカーは、他の専門分野の役割や任務を列挙し、その実践者達と共同で、子ども虐待のケースを管理し、サービスを提供することができる。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 家族維持および永続計画と同時へ意向計画についての確に述べることができる 2. サービス計画の実施期間を通じて、親と拡大家族が子どもとかかわりを持つことの目的と重要性について口頭で述べることができる 3. 子どもの年齢と発達段階、文化的ニーズに応じた永続/同時平行計画を適切な時期に立てることが出来る 4. サービス計画の実施期間を通じて、子どものバンド および先住民コミュニティが、アボリジニの子どもとかかわりを持ち続けることの目的と重要性について口頭で述べるができる <p>→AW(これに続く要素に関しては、認可ワーカー向けカリキュラムの項で述べる) AW#5</p>
NW6-7	子ども保護ワーカーは、他の専門領域の役割と任務を列挙し、その実践者と合同で児童虐待のケースを管理し、サービスを提供することができる。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子ども虐待のケースにかかわる可能性のある他の専門家、コミュニティの支援や資源を列挙し、その役割について述べるができる <p>→AW(これに続く要素に関しては、認定ワーカーのカリキュラムの項で述べる) AW#1</p>
NW6-8	子ども保護ワーカーは、“オタワ州児童保護リカ・アセスメント・モデル2000年改訂版”を知っており、調査とアセスメントの過程が効果的なサービス計画作りに非常に役立つことを理解している。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 家族環境に存在するリスクレベルの判定のために集められた情報の重要性を比較検討することができる 2. リスク分析ワークシートのすべての項目に記入できる 3. 子どもと家族のために適切なリスク軽減の成果を達成し、これを SMART 言語を使ってサービス計画に適用する (SMART を定義する) <p>→AW(これに続く要素に関しては、認定ワーカーのカリキュラムの項で述べる) AW#3</p>
NW6-9	子ども保護ワーカーは、家族の子どものケアをする力を強化するために、拡大家族とその他のコミュニティや近隣の資源を特定し、利用することができる。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子どものケアをする家族を支援するのに役立つことが分かっている人的・コミュニティ資源の種類について述べる出来る 2. アボリジニの子どもに利用できる、バンド/コミュニティの資源について述べ、子どものコミュニティ内の

		ネットワークを明確に示すことができる →AW(これに続く要素に関しては、認定ワーカーのカラムの項で述べる)AW#3
--	--	--

「各コミュニティサービスの概要は、第5部-資料#11に掲載した。

NW #7-子ども家庭サービスおよび子ども福祉に関わる法的サービス		
NO	子ども保護ワーカーのコンペテンシー	認定達成の必要項目
NW7-1	保護ワーカーは、家庭裁判所が子ども保護に果たす役割について説明し、いつ、いかに家庭裁判所を利用するか、また、子どもを守るためにいつ、いかに任意ケア協定を使うかを明確に示すことができる。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 家庭裁判所の子ども保護のプロセスにおける3項目の趣旨と2項目の目的を明らかにすることができる 2. 任意・非任意の子ども保護の選択の範囲を明確に示すことができる 3. 子ども保護の最良の方法を決定する場合に適用できる基準を列挙することができる 4. 上記の基準と処方に子ども保護の最良の方法を当てはめることができる 5. 子どもを家庭から引き離すことを検討する場合に従うべきプロセスを明示できる 6. いつ、いかに令状を利用するか明らかにすることができる 7. 裁判所の処分の可能性の幅を明らかにすることができる 8. 裁判申込書を完成し、求められる適切な条件を設定することができる 9. 任意ケア協定 (Voluntary Care Agreement) を書き上げることができる 10. 特殊ニーズ協定 (Special Needs Agreement) について述べるることができる 11. 習慣的ケア/スポンジション協定およびこの協定の実施のプロセスについて説明することができる 12. 家庭裁判所と協定を制御するのに適切な期限について述べるることができる 13. 虐待の懸念がある時の保護ワーカーの法的役割、家族に裁判の準備をさせること、法廷での保護ワーカーの役割と責任について述べるることができる 14. 民事/刑事立証責任の意味を正確に述べるることができる 15. 証拠能力の概念を正確に述べるることができる 16. CFS法の各部について述べ、先住民の子どもや家族に関連するその意義を説明することができる
NW7-2	保護ワーカーは、関連証拠の収集の仕方について説明し、ひとつのケースについて家庭裁判所での出願、提出、再審理に備えることができる	<ol style="list-style-type: none"> 1. 法廷において、完全で同時性のあるケースの記録が、有効で信頼性の高い証拠の基礎としてきわめて重要であることを口頭で説明することができる 2. 何が(口頭証言か宣誓証言かに限らず)有効証言とみなされるか述べることができる 3. 正確な裁判文書(保護申請書、現状審査申請書)を整え、必要な予定を述べることができる 4. 法廷において有効な事例提示を行うために成し遂げなければならない仕事について詳しく説明することができる 5. サービスと、バンド代議員を含むサービス受益者の予定を正確に述べるることができる 6. バンド代議員の役割と権利について口頭で述べるることができる
NW7-3	保護ワーカーは、わが州における子ども福祉事業の哲学的・法的基盤について述べるることができる	<p>←NW(その他の要素については、新任ワーカーのカラムの項ですでに述べてある)NW#1</p> <ol style="list-style-type: none"> 5. 現在の子ども福祉の法律の原則について述べるることができる 6. 法律上の原則が実際にどのように適用されているか述べることができる 7. “要保護”、虐待の種類、子どもへの危険性、初別、遺棄の法的定義を述べることができる 8. 上記の定義の裏づけとなる法律を参照できる 9. 法律の範囲内で“最善の利益”の基準を適用できる 10. 法律の範囲内での通報の条件について口頭で述べることができる <p>→AW(これに続く要素に関しては、認定ワーカーのカラムの項で述べる)AW#2</p>
NW7-4	保護ワーカーは、虐待の懸念の裏づけ、あるいは後見人命令または監督命令取得のための適切な法的審理を進行させることができる	<ol style="list-style-type: none"> 1. 虐待の懸念に関連する法律と法的手続きについて説明することができる 2. 法律や基準、地域の手続きに従って法的審理を進行させることができる